

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-07-28

なし

(発行年 / Year)

1910

第一七六号

土地建物貸借、敷金の関する慣例

取調之概三件上申

本年七月一日附丙第二八号ヲ以テ内務省ニ
官ヨリ土地建物貸借ノ敷金ニ関スル慣例
取調セラレ方 移轉有之ニ依リ管内ニ付
事宜ヨリ調査スルニ敷金ノ契約上地方 郡落
ニ依リ一區ニ一ナリナルガキモ左記問題事項ニ對
シ各々モ之ノ通ニ有之候尤モ敷金ノ慣例ハ
一般ニ廣ル、例ニアラスルモ律カニ地方ニ依リ
行ハル、例ニ有之候 深ク此段及上申候也
明治廿六年八月廿日

山形縣知事長谷部辰雄

内務省

内務大臣伯爵井上馨殿

山形

問題

一不動産ノ貸借ニ借主ヨリ貸主ニ敷金ヲ入ル
ノ慣例アリヤ

否

不動産ノ貸借ニ借主ヨリ貸主ニ敷金ヲ入ル
ノ例ハ普通一般ニ行ハレサルモ稀ニ敷金ヲ入
ルノ慣例アリ

一敷金ノ家屋貸借ノ場合ニ限ルモノナルヤ并
地邊築地等ノ貸借ニ敷金ヲ入ルノ慣例
アリヤ

否

敷金ハ重キニ家底並ニ津單地ノ貸借ノ
始末ニ行ハルモノト又稀ニ耕作地ノ貸借ニ
敷金ヲ入ルノ例アリモ一般ニ行ハルモノトス
一敷金ノ預リ主ハ其利子ヲ拂フノ慣例アリヤ
否

敷金ノ預リ主ハ其利子ヲ拂ハサル善面ノ例
トスルモ稀ニハ利子ヲ拂フノ約ヲ為スモノアリ
一敷金ヲ入ル目的如何
否

借貸不拂ノ補償ニ充ツル目的トス又借主ニ
於テハ契約年限ノ安全ト借料減少ノ目的
ニ依リ行ハルモノトス

一貸主ハ敷金若クハ其利子ヲ以テ借賃ノ不
内務省

拂其他損失ノ補償等ニ當ルコトヲ得ルヤ
否

敷金若クハ其利子ヲ以テ借賃ノ不拂其他
ノ損失ノ補償ニ充ツルコトハ通例ナラズ

一貸借満期ニ至リ借主未タ其義務ノ履行
済リテハサレバ貸主ハ敷金ヲ返還スルノ
例ナラヤ
否

借主其義務ノ履行済リテハサレバ満期ニ至ルモ
敷金ヲ返還スルコトナシ